

農地法第5条の農地転用届必要書類一覧

基本書類

- (1)届出書
- (2)土地の登記（全部）事項証明書 ※法務局で取得する原本
- (3)案内図
- (4)公図 ※写しでも可

その他必要な書類（該当する場合）

※これら以外の書類を求めることがあります。

- (1)譲受人・譲渡人のどちらかが届け出る場合
委任状（書式は任意）
 - ※第三者が届け出る場合、譲受人・譲渡人の双方から委任状が必要
 - ※会社宛の委任ではなく担当者宛の委任とすること
 - ※代理人の連絡先を記載すること
 - ※委任者の押印が必要
- (2)譲受人が法人の場合
法人登記簿謄本 ※法務局で取得する原本
- (3)区画整理地内の場合
仮換地証明等（従前・換地後の場所が分かるもの）
- (4)譲渡人の住所が登記事項証明書と異なる
住民票の写し・戸籍の附票など
- (5)譲渡人の氏名が登記事項証明書と異なる
除籍謄本、戸籍謄本、住民票の写し、遺産分割協議書など
- (6)土地の一部の申請 ※ア、イのどちらか
 - ア. 地積測量図
 - イ. 公図に求積を記入し、当事者の署名があるもの